

岩手県告示第9号

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第52条第3項の規定により、鈴木隆志に対し、振漁丸（漁船登録番号IT3-42778）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

平成29年1月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 平成29年1月31日(火) 午後2時から
- 2 場所 宮古市五月町1番20号 宮古地区合同庁舎1階 第1会議室